

優良建設工事施工業者表彰事務取扱要領の一部を改正する要領

優良建設工事施工業者表彰事務取扱要領（昭和57年10月1日施行）の一部を次のように改正する。

改正後（新）	改正前（旧）
<p>第1（略）</p> <p>（表彰対象工事）</p> <p>第2 この要領による表彰の対象工事は、表彰年度の前年度に完成した請負金額が500万円以上かつ工事成績調書考査総合点が85点以上の優良な建設工事とする。</p> <p>2 次のいずれかに該当する場合は表彰対象としないものとする。</p> <p>(1) 共同企業体（JV）が施工した場合</p> <p>(2) 工事成績調書の「法令遵守等」の評定に減点がある場合</p> <p><u>(3) 工事成績調書の考査項目の「出来形及び出来ばえ」において、監督員と検査員のいずれかに「a」がない場合</u></p> <p><u>(4) 工事成績調書の考査項目に「d」又は「e」がある場合</u></p> <p><u>(5) 施工業者が宮城県建設工事入札参加登録業者等指名停止要領（昭和60年7月8日施行）による指名停止処分を受け、その指名停止期間が表彰年度の前年度の7月1日から表彰年度の6月30日までにある場合</u></p> <p><u>(6) 施工業者が建設業法による営業停止処分を受け、その営業停止期間が表彰年度の前年度の7月1日から表彰年度の6月30日までにある場合</u></p> <p><u>(7) 施工業者が宮城県発注工事で労働災害に係る文書警告を受けその文書交付日が表彰年度の前年度の7月1日から表彰年度の6月30日までにある場合</u></p> <p><u>(8) 施工業者が宮城県建設工事執行規則取扱要綱(平成15年4月1日施行)による配置技術者追加専任配置処置を受け、その配置すべき期間が表彰年度の前年度の7月1日から表彰年度の6月30日までにある場合</u></p>	<p>第1（略）</p> <p>（表彰対象工事）</p> <p>第2 この要領による表彰の対象工事は、表彰年度の前年度に完成した請負金額が500万円以上かつ工事成績調書考査総合点が85点以上の優良な建設工事とする。</p> <p>2 次のいずれかに該当する場合は表彰対象としないものとする。</p> <p>(1) 共同企業体（JV）が施工した場合</p> <p>(2) 工事成績調書の「法令遵守等」の評定に減点がある場合</p> <p>(3) 工事成績調書の考査項目に「d」又は「e」がある場合</p> <p>(4) 施工業者が宮城県建設工事入札参加登録業者等指名停止要領（昭和60年7月8日施行）による指名停止処分を受け、その指名停止期間が表彰年度の前年度の7月1日から表彰年度の6月30日までにある場合</p> <p>(5) 施工業者が建設業法による営業停止処分を受け、その営業停止期間が表彰年度の前年度の7月1日から表彰年度の6月30日までにある場合</p> <p>(6) 施工業者が宮城県発注工事で労働災害に係る文書警告を受けその文書交付日が表彰年度の前年度の7月1日から表彰年度の6月30日までにある場合</p> <p>(7) 施工業者が宮城県建設工事執行規則取扱要綱(平成15年4月1日施行)による配置技術者追加専任配置処置を受け、その配置すべき期間が表彰年度の前年度の7月1日から表彰年度の6月30日までにある場合</p>

(9) 施工業者が死亡事故を発生させた場合又は安全管理の不適切により休業4日以上等の労働災害を2回以上発生させた場合で、災害発生日が表彰年度の前年度の7月1日から表彰年度の6月30日までにある場合

(10) 施工業者が破産等で廃業し事業再開の見込みがない場合

(11) その他表彰するに相応しくない事由が施工業者にある場合

第3から第8まで（略）

(8) 施工業者が死亡事故を発生させた場合又は安全管理の不適切により休業4日以上等の労働災害を2回以上発生させた場合で、災害発生日が表彰年度の前年度の7月1日から表彰年度の6月30日までにある場合

(9) 施工業者が破産等で廃業し事業再開の見込みがない場合

(10) その他表彰するに相応しくない事由が施工業者にある場合

第3から第8まで（略）

附 則

この要領は令和6年4月1日から施行し、令和7年度優良建設工事施工業者表彰から適用する。